

公益財団法人広島市スポーツ協会一般事業主行動計画（女性活躍推進）（第2期）

令和2年3月17日策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、当協会における女性職員の活躍を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

2 当協会の課題

当協会は、広島市が基本財産の50%を出えんしている公益財団法人で、職員構成は、団体採用職員、広島市派遣職員及び広島市OB職員となっている。

団体採用職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性割合が20%（H31年3月31日現在）と低い。

3 目標

団体採用職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性割合を、25%以上とする。

労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）を、11.4時間未満とする。

4 取組内容と実施時期

(1)職員研修の充実（年1回）（令和2年8月～）

新たに女性職員を対象とした女性向けキャリア支援研修を実施する。

(2)育児休業等復帰者への職場のサポート（令和2年8月～）

育児休業等からの復帰時期や復帰後の働き方等について、管理監督職員と情報を共有し、復帰後、育児等を行いながら円滑に仕事に従事することができる環境づくりに努める。

(3)仕事と家庭の両立支援の推進（令和2年8月～）

仕事と家庭の両立支援制度の職員への周知徹底を図るとともに、職場が優先という認識や固定的な性別役割分担意識を是正するための啓発を行う。（令和2年8月～）

(4)所定外労働の集計・分析等を行い、実務担当者会議にて、超過傾向にある部署において、事務の効率化を検討する。（令和2年8月～）

(5)施設連絡調整会議において定時退勤の周知・啓発を図る。（令和2年8月～）